

第十三回国会  
衆議院

大蔵委員会  
議録第七十四号

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)  
午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君

理事 三宅 則義君 理事 松尾トシ子君

有田 二郎君 島村 一郎君

苦米地英俊君 夏堀源三郎君

宮崎 靖君 宮原幸三郎君

早稲田 重三郎君 高田 富之君

久保田 鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君

行局銀行課長

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君

本日はまず長期信用銀行法案を議題といたします。本案に關しましては、

参考人の御出席を願つておりますので、この際参考人の方々より本案につ

いての御意見を聴取いたしたいと存じ

ます。本日御出席の参考人の名簿は

手元に配付いたしてありますが、一

部変更がありますので、念のために朗

読いたします。三井船舶株式会社取締役

社長 一井保造君、日本勧業銀行副頭取

濱口義根君、北海道拓殖銀行代表取締役

役員 廣瀬一君、以上三名であります。

参考人の方々におかれましては、本

案についての忌憚のない御意見の開陳

をお願いいたしたいと存じます。それ

から発言時間は御一人大体三十分以内

でお願いいたしたいと存じます。

それではまず日本勧業銀行副頭取濱

口義根君にお願いいたします。

○濱口参考人 私はただいま御指名の

ありました勧業銀行の副頭取の濱口で

ございますが、お求めによりまして、

長期信用銀行法案に關する勧業銀

行の意見を申し上げたいと存じます。

まず第一に、長期信用銀行法を制定

せられまして、金融機構を整備しう

とせられます今回の御構想につきま

しては、後に申し上げるようになります。

その実施の時期につきましては、いま

だや時期尚早のように考えられるの

でございますけれども、金融政策の

遂行上、これを実施せられることに御

決定に相なります場合におきまして

は、これに順応いたしまして、あえて

反対をいたすものではございません。

今回の金融制度の整備にあたりまし

て、債券発行法は廃止せられることと

なつておりますけれども、この債券

発行法が制定せられました当時の事情

を顧みてみますと、昭和二十四年三

月復興金融金庫の貸出しの停止に伴

ひ、長期金融の円滑化の問題が緊

急の課題として取上げられました。産

業界、金融界、各方面におきまして論議

せられました結果、債券発行法の制定

によりまして、一般普通銀行に対し債

券発行の機能を與え、これによりまし

て長期金融の促進をはかれたのでご

ざいます。これは当時の諸般の事情に

即応いたしました、きわめて適切な制

度であつたと考えられるのでございま

す。当時当行におきましてもこの制度

の趣旨を体しまして、大方の要望にこ

たえまして、その特殊技能と経験を生

かしますことが適當と考えまして、

同法によりまして、昭和二十五年の六

月以來債券の発行を再開いたしまし

て、わが国の長期金融機関の一翼とい

たしまして、いささか長期金融の流通

に貢献をいたして、今日に至つた次第

でございます。この間債券発行を続け

て参りました興業銀行、北海道拓殖銀

行及び勧業銀行の債券の発行高の累計

を申し上げますと、債券発行法制定以

來本年の三月末までに、実に一千二十

四億圓に達しまして、民間の長期金融

ます。従いまして今日にわかにこの制

度を変更する必要は、特にこれを認め

られないのでございまして、この制度

の切りかえによりまして、現在の金融

融情勢に照しまして、長期金融の機能

が増大することは期待しがたく、むしろ

かえつて一時的には低下のおそれがある

のではないかと懸念せられる次第で

ございます。私も銀行経営者の立

場から考えますと、新設せられます

民間の長期金融機関が存続発展いたし

ますための経済の基盤は、現在のところ

いまだ薄弱のうちに思われます。たと

えば現在の債券発行によりまして長期

資金の調達、量的にもまた発行條

件においても、きわめて困難かつ不利

である点等があげられるのでございま

す。これらの点は、今後なお早急に改

善せられることは期待しがたいのでご

ざいまして、従いまして民間の専門金

融機関の経営は、決して容易なものでは

ないと考えられます。こういう際にお

きまして本法を制定いたし、新制度の

早急樹立をはかられるにあたりまし

ては、政府当局におかれましては、よ

ほどの援助的な御措置を講ぜられる必

要があらうかと考えます。たとえば運

用部資金等の政府資金を可及的多額

に、しかも長期かつ低利な條件により

まして、新設の長期信用銀行に投入せ

られることが必要であり、また日本銀

行等の格別な資金的の援助を仰ぐこと

信用銀行の円滑な運営が期待せられる

ものと考えられるのでございまして。

次に申し上げたいと存じますこと

は、先ほども申し上げました通り、制

度の切りかえられまするにあたりまし

ては、わが国の長期金融機能の低下は

極力これを避けるべきでありまして、

この間長期資金の供給力が鈍るような

ことがございまして、産業界に至大

の影響を及ぼすのでございまして、か

ら、この点につきましては十分な御配

意をお願いいたしたいと存じます。

最後に、今回の構想と勧業銀行との

關係につきまして申し上げます。勧業

銀行は、預金銀行業務を主体といた

し、それに加えて長期金融をも営

んでおる現状でございまして、今回長

期信用銀行法が施行せられるあかつき

におきましては、現在の当行業務の重

点が一般商業銀行業務の方にありまし

て、取引先との關係、業務内容等、す

べての点にかんがみまして、債券発行

をやめまして純粹の普通銀行の道を選

ぶ考えでございまして。しかしながら、

わが国の長期金融機関の一つとして貢

献いたして参りました勧業銀行の五十

余年の歴史と、勧業銀行の技能、経験

とにかんがみまして、新しい長期信用

銀行の創立につきましては、十分御協

力を惜しまないことは申すまでもござ

いせん。なお勧業銀行がこの制度の

切りかえに順応いたしまして、純粹の

普通銀行になるにあたりまして、従来

本日の會議に付した事件  
長期信用銀行法案(内閣提出第一  
三号)  
○佐久間委員長代理 これより會議を  
開きます。

うことになるのでございますので、経理的にもまた資金的にも、ある程度の影響があることが考えられるのでございます。これを補いますには、迅速的確に普通銀行としての体制を整えることが必要でございます。これらの点につきましては、この際政府御当局初め皆様の御理解のある御配慮を、お願いしたいと存ずる次第でございます。

私から申し上げますことは、簡単にございまして以上でございます。

○佐久間委員長代理 次に北海道拓殖銀行頭取廣瀬一君にお願いいたします。

○廣瀬参考人 私、北海道拓殖銀行の廣瀬でございます。お見知りおき願いたいと存じます。

長期信用銀行法案の趣旨は、長期金融と短期金融とを区別する趣旨だろうと存ずるのであります。その意味におきまして、私もいたしましては当初より賛意を表しておる次第なものでございます。そして何とかこの法案の成立せられんことを、むしろ希望いたしておる次第でございます。ただ北海道につきましては、御承知の通り未開拓の面がたいへん多いのでございまして、特にこの長期資金の必要性が多いと思われのでございます。従いまして、中央的な考え方だけではなからず、むしろ北海道に於ける特殊な事情を考慮するものでありまして、北海道については例外的にこの長期金融の兼営というのを認めていただきたい、かように存じまして、北海道拓殖銀行といたしましては、そういう意見を当局に陳情いたしておつた次第でございます。しかしながら最近に至りまして、新聞の報道にもござ

います。御当局におかれましては、このわれ／＼の主張にこたえられて、北海道の特殊性あるいは重要性という点について、認識を深めていただいたのではないかと存ずるのであります。当行の兼営をやめても、なお北海道の長期金融に支障がないような道をお考えくださるなければならぬ、かように考えているのであります。御当局におきてもこの点についてはお考えいただけるものと確信をいたしているのであります。もと／＼拓殖銀行といたしましては、当行自体の立場からこの兼営を主張して参つたわけではないのでございまして、北海道の長期金融を円滑に取進めるといふ意味において、拓殖銀行が兼営をいたしました方がよろしいのではないかと、かように考えて参つたのであります。従いまして、この兼営よりかわつた方法において、北海道の長期金融を疏通する道が開かれるならば、私もはそれでさしつかえない、それでけっこうであるというふうに考えておるのでございます。先ほど勧業銀行の浜口さんからお話ございましたように、ここに新しい長期信用銀行が生れるというふうなことがございしますならば、拓殖銀行といたしましても、従来の経験に徴し積極的にこれに協力をいたしまして、北海道といたしましては、多数の店舗を持つております当行といたしまして、十分な協力の実を上げて、北海道の長期金融に對して、将来従来以上にうまく行くやうにというふうな考えておる次第であります。またこの法案が通過して施行せられますならば、拓殖銀行といたしましては、もちろん長期部門を捨てまして、普通商業銀行として将来進んで

行く考えでございます。しかしながら普通の商業銀行といたしましては、また長期的な資金も出し得ないわけではございませんから、その点につきましても協力を続けて参りまして、北海道として最も必要といたします長期金融の疏通という点に盡力をいたしたい、かように考えておる次第であります。どうぞよろしく願ひいたします。

○佐久間委員長代理 ちよつと申し上げますが、いま一名の参考人でありまして三井船舶社長の一井保造君が少し遅れるようでございますから、ただいま御両名から御説明がございましたので、両氏に對して質疑がありますならばこれを許します。

○宮嵜委員 わざ／＼当委員会に御出頭を願ひまして、参考意見を聞かせていただきまして、法案審議の上に非常に参考になつたのであります。そこで日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行という両行のお立場から申しますと、長期信用銀行という制度には、根本的には異論を申すものではない、将来は長期部門を捨てまして、あるいはその中でまかない得る長期金融もまかなうけれども、純粹の預金銀行として存続をして行きたいという気持を持つておる、こういうことに要約されるようでありまして、この点は両行ともや同じお考えである、こう拜察するのであります。そこで両行別々に二、三疑問と申しては失礼ですが、はつきりしないところがありますので、お伺ひいたしてみたいと思ひます。

日本勧業銀行の浜口さんにまずお尋ねいたしますが、お言葉の中に、時期尚早という言葉をお使いになつておられる、制度としては必ずしも反対はしないが、これをすぐやつてよいのか。もし早期に実施するような場合がありとするならば、かえつて長期金融の円滑化よりも、若干長期金融が鈍る、こういうおそれがあるものであつて、時期尚早と考える、こういう言い方になつておつたようであります。尚早という言葉はきわめて常識的に使われまして、私はよい言葉だと思ひますが、しかしこういう法律の上で考えて参りますと、單に尚早だけではどうも適切でない。尚早だからといって三年も四年も待つならば、いまだかような法制を審議する必要もなからう。一日か二日でもよいということならば、少々無理をしてもやらなければならぬ、こういう事態になりますので、尚早という意味深い言葉のはんこの気持をはなはだ失礼ですが、少し具体的に何うことがござましたならば、それは何月何日という層によつたものでなくてよいが、おおよそその程度のものがあつたならば、移りかわりの段階ができて、従来の得意先、あるいは興業銀行と並んで勧業銀行は長期金融をまかなつて来たという大看板に對しましては、はずかしからぬところの移りかわりができるのだ、こういうふうなお見通しがありまして、この委員会は率直に皆様の意見を伺ひたいのであります。もちろんここで発言せられまして皆様の言葉は、おそろく国会議員が保護されていると同じように、院の外において責任を負うべき御意見でなからうと思ひます。従いまして御自由な立場で、尚早というものの中味をもつと見せていただきたいと思うのであります。はなはだ失礼ですが、ちよつ

とお答えをいただきたいと思ひます。

○浜口参考人 ただいまの御質問に對しましてお答えをいたします。このたびの長期金融制度の実施につきましては、あえて反対するものではない、ただ時期尚早であるというのを申し上げたのに對しましての御質問でございますが、どのくらいいたつたならば尚早でなからうかということ、どうも私からはつきり申し上げられないのでございまして、いろいろ／＼国際情勢、あるいはそれに伴ひましての世界経済の情勢、わが国の経済の情勢等によりましてきまることと存じますので、三年たてばよいとか五年たてばよいとか、そういうことは今申し上げかねるのであります。ただいまの情勢は、少くとも長期の債券を発行するのに不便でもありません。貨幣価値の關係、見通し等がまだはつきりいたさない点もございまして、長期の債券を引受けるという人があまり多くあることを望めないものでございます。それと、條件等につきましても、長期であるかわりに相当利率が高くなければならぬとか、そういうような点につきましていろいろ不利な点がある、そういうことを今申し上げたのでございまして、こういう情勢がいつまで続くかということ、私からはつきり申し上げることはできないのでございします。

○宮嵜委員 私のお尋ねが悪かつたことと思ひますが、もつと率直に言へば、本法の公布はいが、施行はいつごろになつたら適當と考へておられるかというのを——もちろん現段階において、現在の情勢においてどのくらいいたつたならば、純粹な預金銀行として発足する準備態勢が整うか、その時期尚

早という言葉につなぎをつけてお伺いいたしたのであります。その点につきまして、簡単に待つてございませう。お氣持を伺いたいと思ひます。

○浜口参考人 勸業銀行が、どのくらいつたならば、純粋の預金銀行として健全な経営をやつて行けるようになるか、という見通しを聞きたいとおつしやるのでございませう。——これはなかなかむずかしい問題でありますけれども、私の考えでは、自分の銀行だけのことで申し上げておつたのではなかつたのでございませうが、勸業銀行がどのくらいつたらいかにというところは、結局資金の量がどのくらいあるかというふうなことに關係して来るわけでございます。どのくらいつたら、預金などのくらいあるかという、国の予算がどのくらいあるかという、ともあると思ひます。今後どのくらいつたたらどのくらいあるかというふうな見通しは、今のところちよつとはつきりつかねるのであります。ただいまは預金が約七百億から七百五十億くらいの程度に行つておりますが、將來のことは今のところちよつとわかりません。あるいはこのままとまつてしまふかもしれません。今すぐによつた場合は、その程度の預金をもつて營業して行かなければならぬと思ひます。ある程度の影響があると思ひます。將來のことはどのくらいあるかわかりませんので、はつきり申し上げかねます。

○宮崎委員 これは聞き方と答え方の問題であります。お氣持はわかるのであります。が、どうも私の知らんとします。一体実施期をいつにしたいのかという核心に觸れての御答弁は、不幸にしていただけないのであ

ります。別に追突申し上げませんが、まだ追突申し上げる失礼もいたすべきでないということも心得ております。ただいま参考意見を述べられた中に、移りかわりにつきましては、一時的に長期金融が鈍ることになるのであつて、政府当局のしかるべき援助措置を要することは必至である。たとえば資金運用部の資金を潤沢にまわしてもらつて、コストの低い資金を獲得してもらつて、こういうふうな手も打たなければならぬし、日本銀行の特融の面においても何かカバーしてもらわなければならぬのである、こういうことをあなたは率直におつしやられておつたはずであります。こういう対策をめぐつて、こういうことがどの程度進むたならばどのくらい準備段階まで進むのだというところは、何かの御事情で率直に御説明に仰せられることを控えておられるのかもしれないが、その次の私が復讐いたしましたような構想を述べられておるのでありますから、実施の時期は今早い。しかしいつごろはいいだろうというふうなことくらいは、御構想の中にあると私は推察するのであります。と同時に、預金銀行として継続して行きたい。別途長期信用銀行としての設立、差足等についても一つの考え方は持つておるので、こういうふうに進められておるのであります。が、預金銀行として継続して、しかも今七百数十億の預金を持つておるが、これはますますふえて行く。預金吸収の面においてはどうかということをしたらいいか、これについては残念ながら具体的な御案がなかつた。しかし今

までは、戦前の慣例から申しますと、勸業銀行はあくまでも特殊な銀行でありまして、これを使命といたして参りまして、これを使命といたして資金を吸収いたしますと申します。この点においては他の一般の市中銀行とは趣を異にしておる。具體的に言へば、ちよつと先般東京銀行が債券発行をいたさなければならぬという状況になつたと同じようなこと、すなわち全国の各地に店舗が散在施設されておらない。従つて地方資金の吸収とか、あるいは各地にありますが、一時的な預金を吸収いたしまして、これを運用する部面において欠けておる。現実の問題としてこれが東銀債を發行しなければならぬ最大の理由である。従つて勸業銀行についても私どものかつてな推測かもしれませんが、純粋の預金銀行として生命をつないで行きたい、あるいは繁榮を願つて行きたい。しかし企業家にも、あるいはあらゆる階層から喜ばれるべき金融機関として続けたいという趣意になるのは、勢い資金の集めやすさといふことは、政府の特段の措置といわれます資金運用部の資金、日銀の特融といふようなことを離れば、もはや支店を比較的自由に各地に設けざるを得ないといふことに、結論されるではないかと私は存するものであります。抽象的な御言葉でなく、預金銀行として継続して行く場合におきまして、支店の設置がぜひ必要である。もし御構想があるならば、ことごとこのくらいいものほぜひ設けさせてもらわなければ、移りかわりができないのだくらいのお氣持は、あなたにはあると思ひます。しいて私は御意見を聞こうとは思ひませんが、別にそうさしつかえのあ

ることではなからうと思ひますので、もしおさしつかえなければ——地名までは言えないかもしれませんが、このくらい数の支店はほしいとか、支店設置が必ず認められるということが一つの條件になるのだ、というくらいのことを仰せられましたならば、この際記録にとどめたいと思ひますので、お述べをいただきますのであります。

○浜口参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

勸業銀行が純粋な普通銀行にならずとどういふさしつかえがあるか、それを除去するにはどうしたらよいかというところは、私も非常に考えなければならぬこととあります。御承知の通り私の方の銀行は、先ほども申し上げましたように、長短両方の金融をやつておりました関係上、店舗網の形でございますが、そういうものとかいふいろな点につきましては、まだ普通銀行としての完全な態勢を整えるまでに至つておりません。それでございませうから、今後そういう点につきましては、自分でも努力をいたしますが、大蔵当局、日銀その他関係の方面から、特別の御援助を願わなければならぬ部面も出て来ると思ひます。その中で特に私ども必要であると考えて、御要望を申し上げなければならぬのは、店舗網の整備ということでございます。勸業銀行は今申し上げましたように、長短両方の金融をやつておりました関係で、店舗網は他の大銀行と大分違つております。御承知のように預金を集めますには、資金のたくさん集まるところに店舗がたくさんなければならぬ。それはどういふところかと申しますと、大都會でございませう。大都會は

面積が狭いのでございませうが、狭い面積の割に資金が集まりやすいのであります。他の大銀行は大都會に非常にたくさん店舗を持つております。ある銀行のごときは、その半数を東京市内に持つておる。大都會市における大銀行の店舗数を勸業銀行の店舗数と比較いたしますと、およそ四倍くらいになつておる。そういうふうに私どもの銀行は大都會の店舗が少いのであります。預金を吸収するのに非常に不便になつております。これをまず整理いたしませんと、預金銀行としての態勢が整いませんので、資金の吸収の面におきましても、また融資の面におきましても、非常に不利な態勢にありまして、ハンディキャップを背負つて營業をやつて行かなければならぬのでございませうから、今度純粋な預金銀行になりました際には、そういう点につきましては、私の方といたしましてはぜひ店舗網の整備拡充をしていただきたいという考えであります。大蔵当局におきまして、この点につきましても、御理解をよく御了承くださいますと、御理解ある御考慮をくださるものと確信しておる次第でございませう。

○宮崎委員 その点はよくわかつたと申し上げてさしつかえないと思ひます。ただ私はまだそれだけでは理解ができないのであります。理解がでない方がほんやりしてある、こういうことになるかもしれないが、一般に大都會市に支店を設ける必要性といふことは仰せの通りであります。と同時に、支店を置まして、零細なものかもしませんが、地方の資金を中央へ集めてそのかたまりを長期資金に使う、あるいは短期資金に使うといふの

う意味でありますか。

○浜口参事人　そうであります。十月ではとても準備ができないと思ひます。

○宮崎委員　それでは勸業銀行の方へはこれでやめまして、北拓の方へほんの簡單でありますがお伺ひいたしましたのであります。これは同僚苦米地委員が非常に心配しておるところでございまして、同委員が日本の一番の未開

築地城北海道の開発、並びによい意味で申しますところの北海道を愛する郷土愛、こういうことから非常に御熱意を持たれておる。きょうはどういう御都合か御出席がないのでありますが、それで債券発行を断じましたし、純粹の預金銀行として行く。できる限り資金を店頭に集めて、そして一部分は長期の金融をまかないたいという御意見は、まことにけっこうだと思ひますが、その間におきまして債券発行にかゝる何らかの措置を期待しておる、こゝういふように聞きました言葉があるのではありません。何とかして北海道の長期金融の円滑化をはかる措置が講ぜられなければならぬはずである、こゝういふうな言葉があつたようでありませう。速記録を讀み返してみても尋ねればなお正確でありますが、北海道の特殊性を認め、そして運用資金にさしたかえのないことは、当局で考へていただけのものである、こゝういふうな言ひ方をせられておりました。そこでこの問題は具体的に法律じやないもので、あくまでも行政措置であります、何かさういふことについて、こゝに銀行局では銀行局長さんが見えておられますが、何か具体的に話合ひがあつて、苦米地委員を初めとしたしまして、われ／＼大蔵委員が安んじて北海道の長期金融の資金に事欠かぬのだ、こゝういふうな安心感を持ちまして、この法律の審議を全うするといふうななかにあるものでありますから、おさしつかえない程度でその御構想を、むしろ具体的にひとつお話を承りたいと思ひます。

○廣瀨参考人 お答え申し上げます。拓殖銀行が債券発行をやめました折に、それにかわるべき北海道の長期金融を円滑ならしめる措置はどうか、こゝういふお尋ねだと思ひます。この点につきまして、私はまだ御当局から何のお話も伺つておりません。しかし新聞紙上等に散見いたしますことにおい、承知をいたしておる程度にすぎないのであります。ただ御当局とせられましても、誠意をもつてこの点は考へようといふことは何つておりまするし、前の金融制度懇談会の答申の中にも、北海道の特殊事情にかんがみて、北海道の長期金融については、阻害せざるような慎重な考慮を払うという附帯條件がついておりますので、さういふ点でお考へをいたされるものと確信をいたしております。

○宮崎委員 その期待しております長期金融の円滑化をはかります資金の供給は、御期待されるその気持はよくわかるのですが、一体その資金のねらいが財政資金——これは悪い言葉であります、政府資金を日当としてのお考へですか。あるいは政府資金といわず、あらゆる資金を総合的に考へての御構想ですか。この点が、実ははつきり申しますと、北海道という特殊な地点に重点を置きまして、北海道拓殖銀行だけの保護のために国家の財政資金、準財政資金等をここに偏重して活用いたしますことは、国会の立場から見ますと、あるいは公平の原理にそむくかも知れません。北海道の開発を置きましても、北海道の開発の必要性を痛感してのことでありまして、これに伴います当然の資金——しかしながらこれに附帯して活動を続け

て参りました北海道拓殖銀行の長期金融制度の発足にあたりまして、移りか

わりを補足いたすために何らかの処置を打つたということが、もしさうな非難の言葉に當ることでありますと、これは大蔵當局が誠意をもつてやるなど約束してしまふべきでないことと。そこでただいまのところでは、まことに予想でありますので的確な御意見はないのであります。どういふうな程度において政府が誠意を示してもらえるのだろうか。その御期待の内容をちよつとでも伺つておられます、われ／＼がこの法律案に賛成した反対したりする立場が、非常に楽になつて来るのであります。さういふ気持でもし速記録におとどめになつていけないう点がありましたら、速記録におとどめくださらなくてもよいのでありますから、その点をばつきりひとつお伺ひいたしたいのであります。

○廣瀨参考人 お答え申し上げます。北海道の長期資金はどういふものが必要か、こゝういふお話でございます。政府資金であるかあるいは民間資金であるか、かような御質問だと思ひますが、北海道といひましては、すでに御承知いたしております通り、未開発のために、まず第一には交通とか電力とかいふ公共事業に、長期の資金をつぎ込む必要があると思ひます。これは主として公共事業のものであります。政府資金だと思ひます。政府資金として公共事業に対する資金を潤沢に供給していただく、かようなことがまず第一だと思ひます。いま一つは、いわゆる一般の金融ベースに乗りにくいものもあるのであります。それは未開発なるがゆゑに、ただちに乗りな

ならぬといふうなものもあるものであります。さういふものにつきましては、たとえば開発銀行の資金といううな、一般市中銀行と違つた意味の性質の資金も、これも必要とするのであります。この長期資金も非常に必要といたします。なおそのほか一般民間の資金と申しますか、普通銀行の長期資金、いわゆる今回でましますような長期信用銀行による長期の資金、かようなものももちろん必要であります。さういふ意味におきまして、いろいろの意味が含まれておまして、長期資金は特に北海道において必要である、かように考へておるのです。ただ最後に御話がおこされた、あるいはこの際、拓殖銀行を擁護するために云々といふことは、絶対にございませぬ。私どもの考へておりますのは、最初申し上げました通り、拓殖銀行の立場から兼營を主張して参つたのではないのであります。北海道の長期金融がうまく行くかどうかという点にのみあるのであります。銀行の立場というものは全然ございませぬから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○宮崎委員 最後の一点として伺ひます。ただいまの御意見でまことに気が楽になりました。さすが北海道拓殖銀行であると、私は賞讃の言葉を惜しまないであります。(笑) これは事実笑ひごとでなくさうに思ひます。おそろくこの御意見が世間に伝わつたとするならば、今まで皆さんが御存じあつたかどうか知りませんが、何かそこに特別な空気があつたように察知いたしますことが拭かれるのであります。そこを、私は第一に喜ぶのであります。そこでさらに最後の一点とし

て、これはまことに兎蔵にひとしいお尋ねかも知れませんが、先ほどの言葉の中、開発銀行の資金が、札幌あたりに支店を設けるといふことにかかわらず、とにかく開発銀行の資金が投入される。また他の長期信用銀行の資金が投入される。さういふ場合において北海道拓殖銀行は、その供給されまして、その預金の歩どまりといふことを利用する余地があるかどうか。この点について、現在のところではどうですか、お聞かせ願ひたい。長期資金が、他の政府機関から流れるところの資金が、一時北海道拓殖銀行のどこかの店舗において滞留いたしました、預金歩どまりによつて何らか潤うところがあるかどうか、あるいはこゝういふことに期待がかかれておるかどう

か、こゝういふことであります。

○廣瀨参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。いわゆる公共事業に投ぜられる政府資金とか、あるいは開発銀行の資金、あるいは長期信用銀行の資金といふものが北海道に投入された場合に、拓殖銀行としてそれで潤うかどうかという御質問だと思ひますが、ただちにそれが拓殖銀行の預金になるとかという性質のものではないと考へます。ただし北海道に資金が投ぜられますといふことは、北海道の経済を豊富にいたします。従ひましてまわりまわつて北海道の経済が進んで参りますならば、自然に北海道を基盤としておる銀行としては助かることはあると思ひますが、直接にその金が拓殖銀行に滞留するといふことは考へられません。

○宮澤委員 これでもつて質問は終ります。

○佐久間委員長代理 次に三井船舶社長一井保造君にお願いいたします。

○一井参考人 本日議題と相なつております長期信用銀行法案につきましての私の意見を率直に申し上げます。

結論から申し上げますと、私は長期信用銀行法案制定につきまして賛成をいたすものでございます。戦争の結果多くの産業は資本の蓄積を失ひ、しかも急速に産業の復興をはからなければならぬこの現状におきまして、必要な資金、特に多額を要します設備資金につきましては、現在におきましては主として普通銀行にこれを仰いでおります。これが運用面におきまして、ある程度で得る限り円滑に参りまするよう、具体的な措置を講ずるとしまして、この際国家の金融体系におきまして、はつきりと長期信用を供與する方策を講ぜられることが、適當であると考え次第でございます。

これは単に産業方面だけではなく、金融機関の側におかれても、おそらく都合であると考えざるでございませう。次に長期信用銀行設置につきまして、若干私の希望の意見を申し上げます。以上でございます。

○佐久間委員長代理 質問を許します。必要とする資金源を主として債券発行に求められると存じますが、この資金源につきましては産業方面から希望するところは、できるだけ資金の量の多いこと、並びに信用供與の期間が長く、また金利もできるだけ低いことを望むということは当然でございまして、できるだけ産業方面の必要に応じて御考慮をお願いしたいと存するものでございます。さらに詳しく申

し上げますと、長期金融の期間及び利率につきましては、各産業によりましておの／＼事情が違つております。ある産業では非常に長い期間に対して資金を必要とし、また金利につきましても、国際的な競争、国際的な比較等の観点から考えまして、これを定めていただくという産業もございませう。

しかるに長期金融機関の発行する債券につきましては、現在のところ一挙にこれに對しまして、期間あるいは利率等につきまして大きな期待をかけるということは、實際上はおそらく困難でなからうかと思ふものであります。従つて長期金融機関の有力な資金源である政府の預金部資金につきましては、かかる観点から十分に御考慮をお願いしたいと存するものであります。

次にこの法案が制定されるといたしまして、実施までには一箇年以内の給予期間があるように承つております。この期間がはたして妥當かどうかという点につきましては、私どもとしては十分なる判断資料がございませうが、この過渡的な期間に對しましては、き得る限り円滑に参るよう、十分に

おとりはからいを願ひたいと存する次第でございます。

以上でございます。

○佐久間委員長代理 質問を許します。

○小山委員 今日日は皆様方お忙しいところおいで願ひまして、そうして本法律案につきまして御公述をいただくことになりましたのは、この長期信用銀行という法律はまったく新しい制度でありまして、ことにこの内容には、現在債券を発行されておる勸業銀行あるいは北海道拓殖銀行というふうなもの

が含まれておりまして、これらの利害關係を持つ方々は、一体どのようにお考えになつておるであらうかというところを、われ／＼は知つておく必要があるといふことから、お忙しい中をおいで願つたわけでありませう。ただいままでの御発言によりまして、長期信用銀行という制度はけつ／＼な制度である。それからまた利害關係者である勸業銀行あるいは北海道拓殖銀行に

しても、別にこの法律案が施行されても不便な点もないといふふうな途中においては、多少日本銀行あるいは政府當局が行政的措置を講じておかないといへない場合があるかもしれない。あるいはまた勸業銀行や北海道拓殖銀行の

ような場合に、金は貸し付けてある。ところがその資金源である発行された債券は、償還期限が容赦なくやつて来る。その場合に預金が足りないために、あるいは債券の償還ができないような場合があるかもしれないが、そのような場合には政府あるいは日銀の適當な援助があれば円滑に行く、かように伺つたわけでありませう。また施行期日としては、決算その他の關係で三月末あたり、四月一日あたりから実施されるの

の一番望ましいであらう、かように伺つたわけでありませうが、以上伺つたところとも間違ひがあるが、御訂正願ひたいと思ふのであります。さうして了解いたしましたよろしくございませう。利害關係者でありますところの勸業銀行並びに北海道拓殖銀行の方から、ただいま私が申し上げたところが間違つていなければ間違つていない、違つておるとすれば違つておる点を、明確にひとつお話を願ひたいのであります。

○浜口参考人 ただいまの御発言は、大体私の申し上げたところと違わないと存じます。先ほど私が申し上げましたのは、ある程度の影響があるといふことを申し上げた。その影響を除くために、政府や日銀その他の各方面から、移りかわりの際におきまして、特別の御配慮を願わなければならぬことがあるかもしれないということを申し上げた。なお移りかわりの際というだけではなく、店舗網というところではございますが、これは一挙にできるものでございませう。移りかわりの際と申しますから――移りかわりの際と申します言葉に時間的に相違ひがあります。順々にふやしてもらわなければならぬ。急にではできない。だん／＼に將來にわたつてやつてもらうといふことになるだらうと思ふのであります。そういう点の御配慮が十分に願へますれば、円滑にやつて行けるといふことを考えております。大体におきましてお話を通りでございます。

○廣瀬参考人 ただいまお話を通りで間違ひございません。

○佐久間委員長代理 有田二郎君。お尋ねしたい。昨日予算委員会でも大蔵大臣に質問しました場合に、長期の金利については引下げる時期が到来してゐると自分は思ふ。こういう大蔵大臣の答弁があつたわけだ。今のあなたのお話の中には、金利はできるだけ下げてくれというお話がありましたが、大蔵大臣も時期が来たといふことをおつしやつておられます。私もさうに感ずる一人であります。産業面

からごらんになりまして、非常に長期の金利は大体どの程度が適當であるかという御所見を、ひとつ承りたいと思ひます。

○一井参考人 ただいまの御質問に對しましては、造船並びに海運の立場から申しますと、これは申すまでもなく国際的な性格の非常に強い産業でありますので、従つて国際的な比較ということが大きな一つの観点になると存じます。但しそれだからといって、国際的に最も低いところに一挙に持つて行つてもらいたくないといふようなことは言えないと思ひますが、一例を申し上げますと、アメリカでは造船資金の一部を政府が融資をしておりますが、この利率は三分五厘であります。またドイツも三分以下でございませう。ドイツは四分でございませう。これらは一つの参考の資料でございませうが、現在見返り資金は七分五厘の利率でもつて融資をいたしてあります。

〔佐久間委員長代理退席、委員長着席〕

従つて何分がいいかということ、業界一般の意見としてここに申し上げることは私はできませんが、私個人の考えをいたしましては、これは実行できるやいなやは第二といたしまして、希望をいたしましたとは少くとも五分見当がよろしいと思ふことを、申し上げてよからうかと思つております。

○有田（二）委員 さらに北拓頭取さんにお尋ねしたいと思ひます。大体今の小山さんの話で納得ができたやうな話であります。私は以前北拓並びに勸業につきまして、予算委員会並びに日本銀行の一万田總裁にも申し上げたのであります。片一方で商業銀行

として行きながら、片一方で債券を発行しておけることはアンバランスだ。従つて適当な時期に何とかこれを考えなければならぬという意見を私は述べたのであります。長期信用銀行ができたことについては、私は妥当だと考えておるのであります。しかしながら翻つていふと、長期信用銀行ができまゝというところになりますと、勧銀なり北拓のこれからのあり方というところについて、十分考えてみなければならぬと思ひます。今の官囂君の御質問に對しまして、途中から入つたのでよくわかりませんが、北海道のことをいふとお話でありました。北海道のことも大切であります。北拓の將來についても当然考えなければならぬ、かように私は考へておりました。長期信用銀行法案がなか／＼難航いたしましたゆゑのもの、勧銀並びに北拓の將來が保障され得るというところにあつたのであります。もちろん北海道のことについては、苦米地委員から非常な関心を持たれたことは、北海道選出議員として当然でありますけれども、われ／＼大蔵委員会の一員として、今まで債券を発行しておいた勧銀、北拓がいよいよ商業銀行としてひとりで立ちなつて行くのに大丈夫かといふことが、われ／＼の最も関心とするところであつたのであります。従ひまして四月の一日という御希望がありました。四月の一日でぽつと行つたところ、なか／＼これはむづかしいのではないかと。銀行局の方で何とかするといふお話であります。由來事務当局はよくうそを言うのでありまして、當てにならない場合が非常に多い。従つてこの際われ／＼が法案を

通す前に、はつきり勧銀なり北拓と銀行当局との間に、完全な了解をつけてもらひたい。口約束くらいでごまかされないようにしてもらひたい。

さらに進みましてお尋ねしたいことは、依然今日の北拓の支店の状態が、債券発行という一つの業務を持つておられる特殊な立場から考へまして、商業銀行としての立場から考へて、支店の存在が商業銀行としては必ずしも安当でないという面がないかどうか。あるいは支店につきましても相當の増設を希望しておられるかどうか。さらに樺太における戦前の支店の状態はどうであつたか。さらにまた今申しました新しく商業銀行として出発するのには、どの程度の支店が望ましいかといふような御希望があらましたら、これまた承りたと思ひます。また日本銀行との關係におきまして、北拓としては日本銀行にこうしてもらいたいといふような御希望も、おありになると思ひます。御希望も、そういうこともすでお述べになつたかも知れませんが、お述べにならぬ点がありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○廣瀬参事 人 お答え申し上げます。

ただいま有田さんのたいへん御同情あるお話を伺ひまして、まことに感激をいたしておる次第でございます。拓殖銀行は長期信用銀行法の施行によりまして、長期部門を捨てまして、商業銀行一本になつた場合に困るのではないかと。御同情をいただいた次第でございます。それで拓殖銀行が長期部門で非常な損失をこうむるのではないかと、というふうなお考え方だと思ひます。実は長期部門の仕事で、年額大体四億くらいの収入があるのであります。そしてこの特殊の営業規模もまたそれだけ減るわけでありまして、その意味におきまして、拓殖銀行としては損失であるといふことには間違ひないと思ひます。ただ長期部門は、御承知のようにそれは利益があるものと考へておりました。ただ將來に期待をいたし、この營業をやつておるために便利もあり、將來も続けたいといふ希望を持つておつたことには間違ひございません。しかしこの部門を切り離しましても、全体の拓殖銀行の形をいたしましては、現在におきまして預金が四百六十億ばかりございまして、それに対しては債券の発行額が三十五億であります。さういふ形でございますので一〇％、一割足らずの業務でございます。九割までは普通商業銀行として今日まで参つておる次第でございます。一割を切り捨てるといふ形になるかと思ひます。かような意味で、耐えられないといふふうな性質のものではないと考へております。

それから北海道の店舗が、このまま商業銀行として行けるかといふようなお話であると存じます。大体拓殖銀行は沿革的に考へまして、北海道におきましては、從來普通の商業銀行として運行をいたして参つたものでございまして、北海道における店舗として、は大体よろしいのでございまして、このまま十分行ける。ただ北海道の經濟が順次發展をいたして参りますと、内地の地方との經濟交流というものが順次頻繁になつて参りますから、それによりまして自然内地にも店舗を必要とする。そして初めて商業銀行として、完全な運行ができるのではなからうかといふことは考へております。しかしこれは、別段長期信用銀行云々といふこととの關係において考へておるわけではございません。それは別個に、少くとも北海道の經濟が進展に参りまして、本州との經濟交流が頻繁になれば、その裏づけとなる北海道を基盤とした拓殖銀行をいたしましては、將來は本州にある程度の店舗を持たなければ、全体としての構想がうまく行かないのではないかと。さういふことは考へておる次第でございます。

なお樺太の店舗のお話でございますが、樺太には当行をいたしまして一箇店を持つておつたのであります。それが今回一回一回と申しますか、終戦によりまして失つておる次第でございます。大体さうでございます。

○有田二二委員 銀行局の人がおられるので大分遠慮して言つておられる。將來なんと言わなければ、今ただちに内地に支店を持たなければ、私は北拓といふものはつづいて伸びられないのではないかと。北海道だけの銀行として、北海道だけのお店があつていゝという筋合いのものではないと思ひます。將來を待たなくとも、今度の四月一日なら四月一日から、完全に北拓として独立なさるときにおいて、この際ひとつはつきり銀行局と話し合ひをして、内地においてどことどことことといふふうな、すでにおそろく出しておられることだらうと思ひますが、はつきりこの際法案が通るまでに確約を得て、四月一日からやつて行けるといふように、あとから文句のないようにこの際はつきりしておいていただきたいと思ひます。これは銀行課長がうしろにおるから、御答弁しな

くからうと思ひます。それから言ひませんが、そんな將來といふような遠慮することはない。この際ならばできますが、將來いよいよくつたを並べて他の銀行と一緒に行くときに、北拓だけ特別にといふようなことには行かぬわけでありまして、今回だけ特別にということはおそろく他の銀行も納得し得ると思ひます。この際遠慮せぬで、はつきりおやり願ひたいと思ひますのであります。

さらに勧銀にお尋ねしたいのであります。勧銀は北拓と同じやうに、あるいは北拓以上にこの問題があるのではないかと。思ひます。しかも私が銀行局の方から頂戴しました資料によりますと、一人当りの物件費が一萬七千円から一萬八千円。これは市中銀行で一番高いのが富士銀行の月に一萬円、そして市中の銀行で一番安いのが七千八百円、地方銀行で五千元、大体さういふ見当であります。が、興銀と勧銀は大体一萬八千円、日本銀行が大体二萬円といふやうに記憶をいたしておるのであります。非常に銀行の内部がぜいたくであるといふことは、数字を見ただけで申し上げるのには當らないと思ひますが、数字だけを見ますとさういふ感があるものであります。勧銀が市中銀行として一本立ちで行きますにつきましては、あらゆる角の支店の設置、あるいは日本銀行との間の關係、あるいは内部における農工銀行なんか一緒にになりまして關係上、非常に月給の高い人が多いといふやうな問題があると思ひます。あります。商業銀行として一本で行きますに際しましては、よほど思ひ切つたメスを入れて、はつきりした考へ

方でお越しにならないと、他の銀行とこれからくつわを並べて行くのには、私は相当の支障がある、かようなしろうとを考えをいたしておるのであります、これらにつきまして、勸銀の浜口副頭取の御意見を伺いたい。

○浜口参考人 御質問に対してお答えいたします。先ほどから御質問に対してお答えしておるのでございますが、長短期間の金融をやっておりますが、長期金融がなくなりまして、純粹の短期の商業金融だけを主体として立つて行きますにつきましては、確かにある程度影響はあるわけでございます。今後純粹の普通銀行としての態勢を整えますにつきましては、ただいまもお話のありましたように、いろいろ改善、合理化を加えなければならぬ点があるという事は、申すまでもないこととであります。そういう点につきましては、もちろん私も考えておる次第でございます。

なお今の物件費の問題などにつきましては、実は今伺いましたような次第でありまして、そういう点がございましたならば、改善を加えなければならぬと思ひます。

なお人件費につきましては、ほかの銀行より多いというふうにも考えておりますが、今お話がありましたように、農工銀行を合併いたしました、行員も引継いでおりまして、高給者があるという事は事実でございます。そういう点は、これは特にどうともしようがない。ほかの方面におきまして経費を節約し、合理化しなければならぬというふうに考えております。その点につきましても、各方面の御考慮を願わなければならぬ点が相当あるう

かと思つております。それを先ほど申し上げたのですが、必要なものは御理解が願えるというふうに考えております。

○有田(二)委員 最後に一つお願いしたかったのは、銀行局の方にも御協力を賜わりたいのは、一例を協和銀行にとりまして、それは貯蓄銀行が集まつて協和銀行になった。貯蓄は非常にうまいのでありますが、貸出しが非常にまずかつたという事は、だれもが常識的に知つておる点であります。これと同じように、北拓なり勸銀なりが債券を発行して来たという、片つ方に強みがあるだけに、商業銀行として出て行くのにはよほどしつかりしていただかなければ、甘い見方で行きますと、かつての協和銀行のおとりになつたようなわだちをお踏みにならないとも限らないと思ふのであります。この際銀行内部におけるいろいろなことにつきましては、そういうような銀行が将来成り立つて行く三井造船の社長さんがおつしやいました通りに、私も銀行の好むと好まざるにかかわらず、預金利率の引上げと貸出し利率の引下げという事は、断固われ／＼はやらなければならぬと考へておるのであります。従いまして銀行の経営というものが、将来はそんなに楽なものでないといふことだけは、ひとつ御記憶が願ひたい。従つて、今日どうかやつて行けるからというようないい考え方でなく、将来をよくお見通しになりまして、この商業銀行として出発なさいますのに、この点につきましても、銀行局側も十分ひとつ御検討を願つて、物件費あるいは人件費その他支店の新設の問題、あるいは日本銀行との関係その他の問題について、十分同情のある事務当局の御処置と銀行当局の戒心をお願いして、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○佐藤委員長 三宅君。三宅(則)委員 私はごく簡単に二、三質問をいたしたいと存じます。最初に三井三井船舶株式会社の社長さんにお尋ねいたします。長期信用銀行につきましては、長い期間の金融という事を目標にいたされておるわけでありまして、もちろん船舶などは超重要産業でありますから、政府の方も相当これに考慮を持ち、金融面も考へておることと存じます。この長期信用銀行のねらいは長い期間というのであります。私の質問に對しまして大体三年ないし五年という事を政府当局は答へておるわけでありまして、船舶などを中心と考へまして、どのくらいの年度をもつて長期の期間であるというふうに考へられておるのか。債券発行等もあるわけでありまして、どのくらいの期間がちょうどよろしいか。三年とか五年とかあるいは七年とかいう期間があると思ひますが、経営者としてどう考へておられるか承りたいと思ひます。

○一井参考人 お答え申し上げます。ただいまの御質問に對しまして、これも先ほど申し上げました各国の例でございますが、アメリカでは造船の一例に、部融資に對しまして期限は二十箇年、イギリスでは十二箇年、フランスは二十年、ドイツは十六年、かような例がございます。まづ、でございませうが、少くとも三年、五年というような期限は、造船金融については短かい

というふうに存じております。實際的な方法といたしましては、三年、五年のものをごらん、延長を願ひまして、やつておるといふ実情でございます。が、長期金融を造船業、海運業の性格から考へますならば、少くとも十年、十二年以上、的確なことは、これは船によつて違ひますが、現状は非常に短か過ぎる。各国の例はかようなこととを申し上げまして、お答えにかえたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ありがとうございます。私も大体十年くらいが適當ではないかという事を考へまして、質問したわけでありまして、政府当局では三年ないし五年を中心と考へておると言われまして、お説の通り船舶等については、超重要産業でありますから、相当政府といたしまして長い期間の金融をつけてやりたい、こういう線を出すように、ひとつ私からも申し上げたいと思ひます。

次に北拓の頭取にお尋ねいたすわけでございますが、これは先賢吉米地委員からたび／＼質問があり、また同僚宮崎委員、有田委員からも御同情ある御質問があつたわけでありまして、北拓といたしましては、北海道を中心としてやつておることはもちろんでありますけれども、内地にも相当支店をお持ちになつておるようでありまして、たとえば私の県であります愛知県の名古屋の方面にも、支店があるように伺つておりますが、全国的に、たとえば中部地方より以北に對して支店を多く置かなければならぬかと思ひますが、どういふような意味合いにおいで——内地の各地に支店をお持ちになつておる御様子でありますか、あ

るいは経済の交流等を考へまして、九州の果てまでも支店がなければならぬとも考へられるわけでありまして、北拓といたしましては、ある程度北海道中心に金融を考へ、また一面のくらの債券を発行せられたいという御意思でありますか。この二点についてであります。たとへて申し上げると、政府の許可によつて資金の二十倍までを許可されることになつておるわけでありまして、五、六倍ずつ発行せられるかと思ひますが、この二点です。内地の支店をどの辺とどの辺に置くのがよろしいかというのが一点。その次は、債券を発行するに何倍くらい発行して行つたならば都合がよろしいかという点について、御説明願ひたいと思ひます。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。順序は不同になるかと思ひますが、債券の発行の御質問でございますが、実は長期信用銀行法が施行いたされましてあかつきにおきましては、北海道殖産銀行といたしましては債券の発行はやめた。そうして一般商業銀行になり切ろうという考へを持つております。

また支店のお話でございましたが、支店につきましては、北海道との経済交流の観点から考へまして、やはり大都市というふうな考へており、津々浦浦というふうな考へ方は毛頭持つておりません。

○三宅(則)委員 わかりました。御説明によりまして、商業中心にやるといふことでありまして、たとえば、たとえば東京、大阪、名古屋あるいは福岡というふうな大都市を中心におやりになる、こういうふうな考へてよろしいと思ひますが、間違つておりましたなら



てはそれでは困る場面も起るのではな  
いかということが、想像いたされるの  
であります。まず拓殖銀行といたしま  
しては、年額二十億ばかりの長期の資  
金を導入いたしておる次第でございま  
す。それが資金導入がとまるといふ意  
味においても困りますし、また一つに  
は長期の資金を北海道内において合理  
的に、最も円滑に供給をして行くとい  
う面におきまして、拓殖銀行がこれに  
協力するというのが一番都合がいい  
のじやなからうか。新銀行がかりに生  
れた場合におきまして、拓殖銀行が  
協力してこそ初めて北海道の特殊性か  
ら考えまして——多年の経験もござい  
ますし、店舗も持つておる、かような  
意味におきまして、新しく銀行ができ  
るならば、物心両面において協力した  
い気持を持つております。

○吉米地(英)委員 御両氏の御答弁を  
伺いましてまことに安心いたしましたの  
であります。勸業銀行においても、拓殖に  
おいても、豊富な経験と人材とを擁し  
ておられるのであります。これらを新  
しい長期信用銀行に生かして行くとい  
う気持がなければ、たとい窓口を代行  
機関としてお預かりになつても、ほん  
とうの熱が入らないと思ふのでありま  
す。でありますから私はできることな  
らば、資金的にもまた人的の方面にお  
いても、あらゆる協力をして信用銀行  
を強固なものにして、一体となつてや  
つていただけることが、日本全体とし  
て見てもまた北海道として見ても、き  
わめて重要なことであると存じました  
ので、この点をお伺いしたしたのであ  
ります。そこで人的の問題は別としま  
して、資金的という方面で参画するこ  
ういうようなお考えがどうか。

もう一言だけお伺いしておきたいと思  
うのであります。

○浜口参考人 お答えいたします。た  
だいまの御質問は、人の方でございま  
すと、これはただいまのお話のように  
ただ店を広げまして、でたらめに人を  
集めましてでも仕事になりませんので、  
やはり専門家が有る程度いせんとい  
きないと思ひます。そういう意味にお  
きまして、勸業銀行は積極的に御協力  
申し上げる用意はもちろんございま  
す。それから資本の点につきまして  
は、ただいまちよつとそう申し上げか  
ねるのでございますが、そういう御要  
請がございましたならば、できるだけ  
そういう方向におきまして、御協力  
申し上げたいと思つてゐる次第であ  
ります。ただ同じ一顧の銀行ということ  
で、資本参加が法律的にはできるので  
はないかと考えております。そういう  
ことが、はつきりは申し上げられま  
せんが、できるだらうと思ひます。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。  
先ほど申し上げました通り人の問題、  
店舗の問題いろいろあるかと存じま  
す。人的にも十分に協力をいたした  
と考えております。

資本の問題を今お尋ねであります  
が、資本の問題と申しますと、新しい  
銀行がどういふ形で現われるかとい  
うこともわれ／＼は一向存じません  
で、よほど問題が具体化して参ります  
ならば、十分に協力したいという考  
えは持つてゐるので、さよう御承願  
いたし。先ほど浜口さんのお話のよ  
うに、これは五%以上は資本金は持つ  
てないんですか、何かそういう制限も  
あるのじやないかというようなことも  
存じておりますが、協力する考え方は持

つております。御了承いただきたいと  
思ひます。

○佐藤委員長 参考人の方々に對し他  
に御質疑はございせんか。——御質  
疑はないようでありますので、これ  
をもちまして長期信用銀行法案に對する  
参考人の方々の御意見の聴取を終  
ります。参考人のお方には御多忙中  
にもかかわらず御出席くださいまして、  
本案に對し忌憚のない御意見を開陳さ  
れ、本案審査の上に多大の参考に相な  
つたことを厚く御礼申し上げます。あ  
りがとうございました。

次会は明二十四日午前十時から開  
することにしたしまして、これにて本  
日は散會いたします。

午後三時三十五分散會